

4. 介護給付の適正化について

(1) 介護給付の適正化の意義等について

ア 「介護給付適正化」の意義

介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

イ 介護給付の適正化の推進について

介護給付の適正化については、都道府県と保険者が一体となって戦略的に取組みを促進する観点から、平成19年6月にお示しした「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、各都道府県において、それぞれの考え方及び目標等を定めた「介護給付適正化計画」を策定し、平成20年度から適正化事業の全国的な展開を図ったところである。

また、平成23年度以降も、平成23年3月にお示しした「第2期（平成23年度～平成26年度）介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、各都道府県において「第2期介護給付適正化計画」を策定し、都道府県、保険者の実情に応じて、効果的と思われる取組を優先した目標を設定する等により推進していただいているところであり、介護給付の適正化に向け引き続き更なるご尽力をお願いする。

ウ 今後について

「第2期介護給付適正化計画」は平成26年度が最終年度であることから、現在、国においては、新たに「第3期（平成27年度～平成29年度）介護給付適正化計画に関する指針」の策定に向けて、第2期介護給付適正化計画の検証を行うとともに、実効性のある内容となるよう、国・都道府県・保険者・国保中央会・国保連合会の関係者からなる検討委員会（※）を立ち上げ、参加者の意見を踏まえ、「第3期介護給付適正化計画に関する指針」の策定準備を進めており、本年8月中にはお示ししたいと考えている。

その後、「第3期介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、各都道府県において「第3期介護給付適正化計画」を策定し、都道府県、保険者の実情に応じて、目標を設定する等により、引き続き介護給付の適正化の推進に努めていただきたい。

- (※) 第2期介護給付適正化計画の検証及び第3期介護給付適正化計画の策定並びに運用のあり方に関する検討委員会
(委員長：藤井賢一郎 上智大学准教授)

エ 介護給付適正化実施状況調査について

毎年度実施している介護給付適正化実施状況調査については、今年度は、実施率だけではなく適正化事業の取組の全体的な概要を把握できるよう、前述の検討委員会(※)において関係者の意見を踏まえ、内容の改善を予定している。

都道府県や市町村等におかれては、今後も引き続き調査へのご協力をお願いしたい。

【参考1】全国の介護給付適正化に関する事業実施率

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
適正化事業	99.4%	99.2%	99.6%
要介護認定の適正化 ※認定調査状況チェック	94.1%	94.6%	94.9%
ケアマネジメント等の適切化			
※ケアプランの点検	64.7%	61.0%	63.0%
※住宅改修等の点検	83.7%	82.1%	81.6%
サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化			
※「医療情報との突合」・「縦覧点検」	78.2%	78.5%	83.5%
※介護給付費通知	68.4%	69.2%	70.1%

(注) ※適正化の主要5事業

【参考2】標準的な介護給付適正化事業計画の策定の流れ（イメージ）

（注）現時点での標準的な計画作成イメージであり、今後の制度改正等の状況により変わるものである。

